



2022年3月7日

各 位

会 社 名 株式会社ハイパー  
代表者名 取締役社長 望月 真貴子  
(コード番号 3054)  
問合せ先 取 締 役 江 守 裕 樹  
(TEL 03-6855-8180)

## 第 32 回定時株主総会の延期に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、第 32 回定時株主総会を延期することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定時株主総会の延期を決定した理由

2022年2月14日付けで公表しております「2021年12月期決算発表の延期及び特別調査委員会設置に関するお知らせ」のとおり、2022年2月18日から開始しております特別調査委員会による調査は現在も継続中であります。

特別調査委員会は、①一部の取引において、不適切な売上処理が行われていた疑い（当社が2022年2月14日付適時開示において公表したもの。以下同じ。）に係る事実関係の調査、②類似事象の有無の確認、③本件による連結財務諸表等への影響額の算定、④発生原因の分析、及び⑤当社において問題があった場合の再発防止策の提言を目的として調査を行っているところ、現時点において、少なくとも2022年3月上旬までに調査は終了しないとの進捗状況の報告を受けており、当初の予定期日で株主総会招集手続きを行うことができない見込みとなりました。

当社は、特別調査委員会から調査報告書の提出を受けた後、速やかに当社の会計監査人である EY 新日本有限責任監査法人に計算書類を提出する予定ですが、監査法人による監査手続きに要する期間等を考慮し、本日開催の取締役会において、第 32 回定時株主総会を4月以降に延期することを決議いたしました。

#### 2. 定時株主総会の開催概要等

##### (1) 定時株主総会に係る基準日の変更等

当社は、定款第8条の規定により、定時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定する基準日を、毎年12月31日としております。

しかしながら、今回、当該規定にかかわらず、第 32 回定時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、別途基準日を定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

別途定める基準日につきましては、現時点では未定であります。今後、監査手続きの進捗に伴い、確定できる見通しが立ち次第、適宜お知らせいたします。

## (2) 定時株主総会の開催概要

第 32 回定時株主総会の開催は、4 月以降を予定しております。開催概要の詳細につきましては、今後、監査手続きの進捗に伴い、確定できる見通しが立ち次第、適宜お知らせいたします。

## 3. 今後の対応について

当社は、特別調査委員会から調査報告書の提出を受けた後、速やかに当社の会計監査人である EY 新日本有限責任監査法人に計算書類を提出し、財務諸表に対する監査法人による監査手続きを進めるとともに、「2021 年 12 月期決算短信」の早期開示に努めてまいります。

また、特別調査委員会の調査の結果、明らかとなった事実関係等および当社の業績に及ぼす影響につきましては、判明次第速やかな適時開示を行ってまいります。

株主の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大のご迷惑とご心配をお掛けしますことを深くお詫び申し上げます。当社としましては特別調査委員会、監査法人に全面的に協力し、一日も早く決算確定を行えるよう鋭意努力してまいります。

以 上